特定化学物質 $\widehat{\mathfrak{O}}$ 環 境 の 排出量 の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一 部を改正する政令案参照条文

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (平成十一年法律第八十六号)(抄)

(定義等)

第二条 (略)

-~6 (略)

第一 この法律において「電子情報処理組織」とは、主務大臣又は都道府県知事の指定する電子計算機(入出力装置を含む 以下同じ。 項の規定による請求をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続し ر ج 第五条第二項の規定による届出をしようとする者又は第六条第一項若しくは第八項若しくは第十条 た電子情報処理組

排出量等の把握及び届出)

う。

第 五 に伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量をいう。 及び第九条第 省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。 に の製造、使用その おい 条 第 一 て同じ。 種 指定化学物質等取扱事業者は、 項におい 他 を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。 の取扱い て同じ。)及び移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所 の過程に おいて変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他 その事業活動に伴う第一 種指定化学物質の排出量 第一 の外 において行うこと 種 指定 化学物 の 次項 次項 主務

度 前 頭の規定により把握される前年度の第一 種指定化学物質等取扱事業者は、 主務省令で定めるところにより、 種指定化学物質の排出量及び移動量に関し主務省令で定める事項を主務 第一種指定化学物質及び事業所ごとに、 毎年

2

大臣に届け出なければならない。

3 届 出に 所 項 . 注 地 係る事 の 規 定 を管轄する都 頃に に よる届 . 関 L 出 意見を付すことができる。 道府県知事 (次条第 を経 頂 の請 由 1して行. 説求に係っ わなけ る第一 種指定化学物質に係るもの ればならない。 この場合において、 を除く。 当該都 Ιţ 当該 道 府県知 届出 に 係 当該

(対応化学物質分類名への変更)

第六 る分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対 ていないものに該当するものであるとして、 通 いに関 条 知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。 第一種指定化学物質等取扱事業者は、 する 情報が秘密として管理されている生産方法 当該第一種指定化学物質の名称に代えて、 前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用そ 応化学物質分類名」という。) をもって次条第一 その他の事業活動 に有用な技術上の情報であっ 当該第一種指定化学物質 て公然と 項の規定による の の 知 他 属す られ の 取

- 2 定 めるところにより、 第 種指定化学物質等取扱事業者は、 その理由を付して行わなければならない。 前項の請求を行うときは、 前条第二 項 の規定による届出と併せて、 主務省 令で
- 3 る 該第一種指定化学物質に係る事業所の な 第一 ければならない。 主務大臣は、 種指定化学物質に係るものについ 第一項の 請求があったときは、 所在地を管轄する都道 て、 当該第一 遅滞なく、 種指定化学物 前条第二項の規定による届出に係る事項のうち当該請求 府県知事 質 の (以下「 名称に代えて、 関係都 道府県知事」 対応化学物 という。 質分類名を に もっ て当 知し に 係
- 4 者に対 務 大臣は、 その旨を通 第 項 の 知するものとす 請 求を認める場合には、 その旨の決定をし、 当該請求を行っ た第一 種指定化学物質等取 扱 業
- 5 化学物質等取扱事業者に対 一務大臣は、 第 項 Ô 請 求を認めない場合には、 Ų その旨及びその理 由 その旨の決定をし、 を通 知するものとする 当該決定後直ちに、 当該請求を行った第 種指
- 6 項 の決定は、 第一 項の請求があった日から三十日以内にするものとする。

- 7 に限り延長することができる。 前 項 の規定にかかわらず、 主務大臣は、 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、 同項の期間を三十日以内
- 8 ァイルに記録された対応化学物質分類名を維持する必要があるときは、 の 旨の請求を行わなければならない。 第一種指定化学物質等取扱事業者は、 毎年度、当該年度の前年度以前の各年度におい 主務省令で定めるところにより、 て第八条第一項 の規定に 主務大臣にそ よりフ
- 9 第一項」とあるのは、 第四項から第七項までの規定は、 _ 第八項」 と読み替えるものとする。 前項の請求について準用する。この場合において、 第四項から第六項までの規定中

(開示請求権)

第十条 きる。 に係る集計結果に集計されているファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するもの 何人も、 第八条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、 の開示の請 主務大臣に対し、 求を行うことがで 当該 公表

- 2 前項の請求(以下「開示請求」という。)は、次の事項を明らかにして行わなければ ならない。
- 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名
- ・業所の名称、 所在地その他の開 示請求に係る事業 所を特定するに足りる事 項

排出量等の開示義務)

第十一条 求に係る事項を速やかに開示しなければならない。 主 務· 大臣は、 開示請求があったときは、 当該開示請求をした者に対し、 ファ イル記録事項のうち、 当該 開 示請

(手数料)

第十九条 ファイル記録事項の開示を受ける者は、 政令で定めるところにより、 実費の範囲内において政令で定める額の

開示の実施に係る手数料を納付しなければならない。

(電子情報処理組織の使用等に関する事項)

るところにより、 おくことができる物を含む。 主務大臣は、 電子情報処理組織 第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項の請求につい 以下同じ。 を使用して又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の)により行わせることができる。 事 項 て は を確 実に記 政令で定め

3 2 4 うち第六条第一 請 知 備えられたファイルへの記録がされた後通常その出力に要する時間が経過した時に当該請求をした者に到達したものと 61 一該都 || 求が行-て準用する場合を含む。 指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該主務大臣に、 については、 第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第五条第二項の規定による届出又は第六条第一項若しくは第八項 主務大臣は、 第二項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項 道 府県 われ 知事 た場合には、 政令で定めるところにより、 第六条第四項又は第五項(これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による通 項の請求に係る第一 の指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該都道 当該届出 の規定による通知は、 種指定化学物質に係るもの又は同項若しくは同条第八項 のうち第五条第三項の規定に 電子情報処理組織を使用して又は磁気ディスクにより行うことができる。 第六条第一 項又は第 より都道府県知事を経由して行われたものについ 八項の 請求を それぞれ到達したものとみ した者の の 使用 請 府県知 求に に 事に、 うい 係る入出力 ては 主 な 装置に 務 届 にお す。 大臣 ては 出 の ഗ

5 務 組織を使用して又は磁気ディスクにより行わせ、 大臣は、 第十条第一 項の請求又は第十一 条の規定による開 又は行うことができる。 示につい ては、 政令で定めるところにより、 電子 情報

附 則(抄)

推

定する。

(施行期日)

第一条 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、 次の

第十八条の規定 公布の日

第三章及び第二十四条 (第一号を除く。)の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令

で定める日

三 第二章、第十九条、第二十条及び第二十四条 (第一号に限る。) 並びに次条の規定 公布の日から起算して二年六

月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二十三条及び附則第四条の規定 平成十二年四月一日又は前号に定める日のいずれか遅い 日